

**石狩市下水道管路台帳デジタル化業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

石狩市下水道管路台帳デジタル化業務委託

(2) 業務の目的

石狩市下水道管路台帳のデジタル化を図り、下水道管路施設の効率的及び効果的な管理業務を実現するため維持管理情報を管路情報に関連付けて、一元的に管理できるようにクラウドシステム方式の下水道管路台帳システムを導入するものである。また、管路施設に関連する情報資源の活用、業務の効率化を図るとともに、住民サービスの向上と災害対策等の広域連携の円滑化・迅速化を目指すことを目的とする。

(3) 業務内容

石狩市下水道管路台帳デジタル化およびクラウド化を行う。

なお、詳細は、「石狩市下水道管路台帳デジタル化業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとする。

(4) 予算額

契約上限金額 70,895,000 円（税込）

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すものである。

(5) 業務期間

契約締結日 から 令和9年3月19日（金）まで

2. 参加資格要件

本手続に参加できるものは、次に掲げる全ての要件を満たしている単独企業又は共同企業体とする。ただし、共同企業体で参加する場合は、共同企業体を構成する全ての企業が次に掲げる全ての要件を満たしていること。（一部を除く）

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でない者であること。

(2) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく会社、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人又はその他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人及び政治活動を主たる目的とする団体並びに石狩市暴力団の排除に関する条例（平成25年石狩市条例第20号）第2条第1項に規定する暴力団及び同条3号に規定する暴力団関係事業者を除く。）であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）に滞納がないこと。

(5) 市税（法人市民税及び固定資産税）に滞納がないこと。

(6) 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。

- (7) 過去3年以内に官公庁等が発注した下水道に関する台帳システム（下水道の管路を対象とするものに限る。）の構築に関する業務について、元請で受注し、完了した実績を有すること。（単体企業・共同企業体のいずれの実績でも可とする。）
- (8) (7)の業務又はこれと同等の業務における管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事した経験を有する者を、本構築業務の管理技術者、照査技術者、担当技術者として配置することができること。（単体企業・共同企業体のいずれも可とする。）
- (9) 受託者は、本業務の実施にあたり、次の要件を満たす技術者をそれぞれ配置すること。
（単体企業・共同企業体のいずれも可とする。）
- 管理技術者
- ・ 技術士法による「技術士」（上下水道部門）又はこれと同等の能力を有すること。
 - ・ (7)の業務又はこれと同種業務の実績と同等の業務に従事した経歴を有する者。
- 照査技術者
- ・ 技術士法による「技術士」（上下水道部門）又はこれと同等の能力を有すること。
 - ・ (7)の業務又はこれと同種業務の実績と同等の業務に従事した経歴を有する者。
- (10) ISO9001 若しくは JISQ9001（品質マネジメントシステム）を取得している事。
- (11) ISO27001 若しくは JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得している事。
※配置予定技術者（管理技術者、照査技術者、担当技術者）が所属する作業担当部署が登録されている事。
- (12) ISO55001 若しくは JISQ55001（アセットマネジメントシステム）を取得している事。
- (13) 石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成8年要領第2号）による指名停止の措置を受けていないこと。
- (14) 自己の責任による災害、事故について迅速に対応が出来るとともに、相応の補償能力があること。

3. 契約方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

なお、第1優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、又は「2. 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととする。

また、参加事業者が1者の場合にあっても審査を実施し、提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

4. 参加表明書に関する事項

(1) 提出書類

① 参加書類受理票 <第1号様式>

② 参加表明書 <第2号様式>

③ 業務経歴書① <第3号様式>

(年度、発注者、業務名、契約金額、担当者名を記載し、契約書の写しや業務の概要がわかるものを添付すること。)

④ 令和7・令和8年度石狩市競争入札参加資格者登録名簿に登録されていない者の場合、次に掲げる書類(写し可)

ア. 登記簿謄本

イ. 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)(直近2年度決算分)

ウ. 国税の納税証明書 その3の3(法人税及び消費税及地方消費税)

エ. 市税の納税証明書(法人市民税及び固定資産税)(直近2年度分)

※ ア、ウ、エに掲げる書類については、申請時において3ヶ月以内であるものとし、ウ、エは、滞納の記載がないものに限る。

⑤ 配置予定者調書 <第4号様式>

⑥ その他の書類

・配置予定技術者の資格証等の写し

・配置予定技術者との間に3ヵ月以上の雇用関係を証明できる書類

・ISO等の認証を証明できる書類の写し

(2) 提出期間 令和8年4月14日(火)～4月27日(月)午後5時まで(必着)

(3) 提出場所 「10. 担当部局(書類提出先・問合せ先)」に提出すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかに限る)

(5) 参加事業者の決定

提出のあった参加表明書等を審査のうえ参加事業者を決定し、審査結果は、参加表明のあった事業者に対し、4月28日(火)までに電子メールにて通知する。

5. 質疑の受付と回答

- (1) 提出書類 質問・回答書 <第5号様式>を使用した文章によるものとする。
- (2) 提出方法 電子メールでのみ受付
- (3) 受付期間 令和8年4月14日(火)～4月27日(月)午後5時まで(必着)
- (4) 回答方法 質問に対する回答は受付期間終了後に一括で行うこととし、令和8年4月28日(火)までに参加事業者全員に電子メールにて通知する。

6. 企画提案書に関する事項

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。なお、企画提案書はA4版で、全体で50ページ以内(表紙は含めない。)とすること。ただし、工程計画表又は業務提案書の文章を補完するためのイメージ図等を作成する場合は、A3判横置を利用して構わないものとし、その場合、A4判横置2枚として換算する。

① 提案書等受理票<第6号様式>

② 企画提案書 <任意様式>

- ・仕様書に基づき、各事項について具体的な提案をすること。
- ・業務の実施手順、実施体制及び業務スケジュールを記載すること。
- ・業務実施方針、業務実施フロー・業務実施工程、システムに係る基本的事項、業務機能、システム運用保守等に関する内容について記載すること。また、提案者が受注することによる本市へのメリット又は独自の取組み、追加提案等があれば記載すること。

③ 本業務見積書及び内訳書 <任意様式>

保守作業見積書及び内訳書 <任意様式>※仕様書 別紙2(保守作業・データ更新)参照

(本システムの引渡しの日が属する年度の翌年度以降に必要な年次の経費のほか、データの更新に要する費用を加算した金額、及びその内訳を記載すること。ただし、消費税及び地方消費税相当額を含まないこと。)

④ 事業者概要書 <第7号様式>

- (2) 提出期間 令和8年4月30日(木)～5月18日(月)午後5時まで(持参、郵送ともに必着。)
- (3) 提出場所 「10. 担当部局(書類提出先・問合せ先)」に提出すること。
- (4) 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかに限る。)
- (5) 提出部数 正本1部、副本10部(副本については複写可とする。)

7. 審査方法

(1) 契約候補者の選定

企画提案書の審査、評価及び選定は、市職員で構成する「石狩市下水道管路台帳デジタル化業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を設置して行う。

企画提案書の提出を受けたあと、参加事業者によるプレゼンテーションを行い、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定する（次点者も決定する。）。

応募が多数の場合（5者を超える場合を想定。）は、書類による1次審査を実施し、1次審査を通過した参加事業者のみプレゼンテーションを実施する場合がある。

なお、選定結果については、参加事業者全員に対し自己の結果のみを通知する。

ほかの参加事業者の情報、選定結果、評価点や審査の経緯は公開せず、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

(2) プレゼンテーション

企画提案内容を確認するため、参加事業者によるプレゼンテーション及び審査委員からの質疑応答を行う。

① 実施日時 令和8年5月26日（火）※予定

② 実施場所 石狩市役所 本庁舎2階 201会議室 ※予定
(石狩市花川北6条1丁目30番地2)

③ 企画提案の説明及び質疑応答

1者あたり50分程度（プレゼンテーション：35分、質疑応答：15分程度）を予定。
準備・片付けに係る時間を含めて60分以内とする。

④ 審査項目 別紙「審査基準表」のとおり

最高得点者が2者以上ある場合（同点の場合）は審査委員会の協議により決定する。

⑤ 参加事業者が1者となった場合は、委員の総合計点が最低基準点（6割）を超えた場合に限り契約候補者として決定する。

⑥ 委員の総合計点が最低基準点（6割）を超えない場合は、契約候補者として認めない。

⑦ その他

- ・プレゼンテーションでは、現地における説明員のほか、オンラインによる説明員を設けることも可能とする。
- ・会場にノートパソコン（windows）、HDMIケーブル、プロジェクター及びスクリーンを用意する。なお、参加事業者がパソコンを持参することも可能である。
- ・プレゼンテーションの日時及び場所については、別途通知する。

(3) 審査結果

審査結果は、「企画提案書の審査結果について（通知）」＜第8号様式＞により審査後7日以内に電子メールで通知する。

8. スケジュール

表1のとおり

表1 スケジュール

内 容	スケジュール
公募開始	令和8年4月14日（火）から
質問期間	令和8年4月14日（火）～4月27日（月）午後5時（必着）
参加表明書等の提出期間	令和8年4月14日（火）～4月27日（月）午後5時（必着）
企画提案書等の提出期間	令和8年4月30日（木）～5月18日（月）午後5時（必着）
プレゼンテーション審査	令和8年5月26日（火）を予定
結果通知	審査後7日以内
契約手続き	令和8年6月下旬
契約期間	契約日から令和9年3月19日（金）まで

9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 次の条件のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
 - ① 企画提案書の内容に虚偽の内容が記載されている場合
 - ② 関係者に対して工作等不当な活動を行ったと認められる場合
 - ③ 企画提案書が定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ④ 見積書の金額が、提案上限額を超過した場合
- (4) 提出期限以降の企画提案書の差替又は再提出は認めない。
- (5) 参加事業者から提出された関係書類は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書の機密保持には十分配慮する。
- (7) 参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した参加辞退届<第9号様式>を提出すること。なお、辞退することによって、今後の石狩市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

10. 担当部局（書類提出先・問合せ先）

石狩市水道部下水道課建設・管理担当

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL : 0133 - 72 - 3176（直通）

FAX : 0133 - 75 - 2278

E-mail : gesui@city.ishikari.hokkaido.jp

別紙 審査基準表

審査項目		主な審査内容	配点	
参加表明者の経験及び能力	成果の確実性	過去3年以内に、地方公共団体等が発注した下水道情報デジタル化業務かつ下水道台帳管理システム導入業務を元請として遂行した実績を、下記の順位で評価する。 A 人口規模50,000人以上の地方公共団体 B 人口規模10,000人以上49,999人の地方公共団体 C 人口規模10,000人未満の地方公共団体	30	A 30点 B 20点 C 10点
管理技術者の経験及び能力	業務執行技術力	配置予定の管理技術者について、下記の実績があるか。 地方公共団体等が発注した下水道情報デジタル化業務かつ下水道台帳管理システム導入業務の管理技術者としての実績数 A 下水道情報デジタル化業務かつ下水道台帳管理システム導入業務の実績を3地方公共団体以上。 B 下水道情報デジタル化業務かつ下水道台帳管理システム導入業務の実績を2地方公共団体以上。 C 下水道情報デジタル化業務かつ下水道台帳管理システム導入業務の実績を1地方公共団体以上。	15	A 15点 B 10点 C 5点
照査技術者の経験及び能力		配置予定の照査技術者について、下記の実績があるか。 地方公共団体等が発注した下水道情報デジタル化業務かつ下水道台帳管理システム導入業務の照査技術者としての実績数 A 下水道情報デジタル化業務かつ下水道台帳管理システム導入業務の実績を3地方公共団体以上。 B 下水道情報デジタル化業務かつ下水道台帳管理システム導入業務の実績を2地方公共団体以上。 C 下水道情報デジタル化業務かつ下水道台帳管理システム導入業務の実績を1地方公共団体以上。	15	A 15点 B 10点 C 5点
担当技術者の経験及び能力		配置予定の担当技術者について、下記の実績があるか。 地方公共団体等が発注した下水道情報デジタル化業務かつ下水道台帳管理システム導入業務の担当技術者としての実績数 A 下水道情報デジタル化業務かつ下水道台帳管理システム導入業務の実績を3地方公共団体以上。 B 下水道情報デジタル化業務かつ下水道台帳管理システム導入業務の実績を2地方公共団体以上。 C 下水道情報デジタル化業務かつ下水道台帳管理システム導入業務の実績を1地方公共団体以上。	15	A 15点 B 10点 C 5点
業務方針・実施フロー・工程表・その他		【実施方針】業務の目的、条件、内容を正しく理解し、円滑な業務実施が可能な優れた提案内容となっている場合に優位に評価する。 ・本市下水道事業における課題を把握し、適切な提案となっているか。 ・仕様書の内容を理解し、本市の要望に整合した提案となっているか。	60	各30点×2
		【工程計画】業務実施手順を示す実施フローや業務量の把握状況を示す工程計画が、業務目的達成のために具体性、妥当性が高いものになっている場合に優位に評価する。 ・各種作業項目間の関係が明確に分かる工程計画か。 ・特筆すべきポイントが工程計画に明記されているか。	40	各20点×2
システム機能		仕様書「別紙1.機能一覧」のうち、各機能要求事項への対応が可能な場合に優位に評価する。	40	40点
情報セキュリティ		【情報セキュリティ】情報漏洩や不正アクセス、情報の改ざん等への対策が十分に認められる場合に優位に評価する。また、システムが使用不能な状態に陥る可能性が低い場合に優位に評価する。 ・情報漏洩や不正アクセス、情報の改ざん等への対策が十分に認められる。 ・システムが使用不能な状態に陥る可能性が低い。	20	各10点×2
保守・サポート		【保守・サポート】保守の内容、保守・サポート体制等が明確であり、円滑なシステム運用が可能であると認められる場合に優位に評価する。 ・保守の内容・体制等が明確に示されており、円滑なシステム運用が可能であると認められる ・市職員の負担を低減するための工夫が認められる。	20	各10点×2
継続性		【継続性】構築するシステムの継続的な使用のための工夫が十分に認められる場合に優位に評価する。 ・データ更新を継続するための工夫が認められる。 ・継続したシステム利用のための提案/提言が認められる。	20	各10点×2
災害対応力		【災害対応力】被災時における対応力が高い場合に優位に評価する。 ・被災時においても、システムが利用できる可能性が高い。 ・被災時における復旧支援者への情報共有/作業依頼が速やかに行える。 ・復旧支援者にも直感的に使用できるシステムとなっている。 ・被災状況の調査結果及び写真等の登録/報告が速やかに共有できる。	40	各10点×4
追加提案		【追加提案】仕様書に定める機能のほか、本市下水道事業にとって有利と思われる追加提案がなされている場合に優位に評価する。 ・仕様書に定める機能のほか、本市下水道事業にとって有利と思われる追加提案がなされているか。	40	40点
プレゼンテーション		【プレゼンテーション】提案資料の表現力や取組意欲が高い場合に優位に評価する。 ・今後、本市職員が使いやすいものを作成する意欲があるか。 ・提案された内容がシステムを使用して実現できるものとなっているか。 ・質疑事項への回答は明確でわかりやすいものとなっているか。	75	各25点×3
見積		【価格】適正な見積りとなっているか。 ・本業務にかかる提案価格は適正なものとなっているか。 ・本システムにかかる次年度から必要な運用保守費用等は適正なものとなっているか。	70	各35点×2
合計			500	—

※ 審査内容ごとに5段階評価(S:10点、A:8点、B:6点、C:4点、D:0点)を行う。各配点が10点以上の場合、S:1、A:0.8、B:0.6、C:0.4、D:0の係数を用い採点する。

より優れた提案や有益な提案が認められる場合には、審査項目ごとに設定された配点の範囲で加算する。

なお、S:特に優れている、A:優れている、B:普通、C:やや不十分、D:不十分とする。

※見積については、最低価格を満点(各35点)とし、それ以外については金額の比により配点する。